

「恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令」の概要

令和3年11月  
総務省政策統括官  
(恩給担当)

## 1 改正の概要

恩給又は国会議員互助年金の受給者の遺族又は相続人に係る申請負担を軽減するため、恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号)及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令(平成18年総務省令第49号)附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則(昭和33年総理府令第41号。以下「旧国会議員互助年金法施行規則」という。)について、以下の改正を行う。

### (1) 恩給給与細則第11条関係

恩給受給者が死亡した際に、遺族又は相続人が未支給金の支給を受けようとする場合には、請求書に添えて請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本の提出を要することとしていた。

未支給金の支給を決定するには、請求者が恩給受給者の遺族又は相続人であることを確認することが必要となる。この確認は、請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本により行っていたが、不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し(以下「法定相続情報一覧図の写し」という。)をもって行うことも可能である。

請求者が恩給受給者の孫や兄弟姉妹である場合には、その身分関係を明らかにするため、複数の戸籍謄本又は戸籍抄本が必要となるが、請求書に添える書類として法定相続情報一覧図の写しを認めることにより、請求者は複数の戸籍謄本又は戸籍抄本を提出する必要がなくなり、また、未支給金の支給を決定する審査においても複数の戸籍謄本又は戸籍抄本を確認することを要しなくなる。

このように、請求者が、請求書に添える書類として法定相続情報一覧図の写しを利用することができるようにすることは、請求者の利便性の向上や、審査事務の効率化にもつながることから、未支給金請求時の添付書類を定める規定に、「法定相続情報一覧図の写し」を追加することとした。

### (2) 旧国会議員互助年金法施行規則第7条関係

国会議員互助年金受給者が死亡した際も、(1)に同じ。

## 2 施行期日

公布の日(令和3年11月18日)